

※新型コロナウイルス感染症の影響によらない減収は、本給付金の対象外となります。

※1年間の収入見込額は、令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入を1.2倍した額となります。

※非課税相当収入限度額は、下表のとおりです。

非課税相当収入（所得）限度額		
扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	1,683,999円	1,108,000円
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	2,099,999円	1,388,000円
配偶者・扶養親族（4名）を扶養している場合	2,499,999円	1,668,000円
障害者、未成年者、寡婦ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円